

議案第72号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年12月8日提出

南風原町長 城 間 俊 安

(提案理由)

南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員会、南風原町中小企業・小規模企業振興審議会の設置をすることから、委員の報酬及び費用弁償を設定する必要があるため提案する。

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年南風原村条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表南風原町観光振興計画策定委員会委員の項の次に次のように加える。

南風原町観光発信施設整備基本 構想・基本計画策定委員会委員	日額	4,900	〃	〃	〃	〃
南風原町中小企業・小規模企業 振興審議会委員	日額	4,900	〃	〃	〃	〃

附 則

この条例は、公布の日から施行する。